

旅行業者の登録事項の変更届出書添付書類
 (※届出は**変更後、30日以内に提出**。遅延の場合は、遅延理由書の提出が必要です。)

	変更届出書 19.4号様式又は 20.5号様式又は 20.5号様式又は (注1)	添付書類の様式は (1) (2) (3)			契約書の写 (注2)	と営業所を 近隣中心	備考
		(1)	(2)	(3)			
旅行業者・ 代理業者・ 旅行サービス 手配業者の 届出	名称変更	○	○		(○)		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付する
	本店所在地(個人の場合は住所)の移転	○	○		(○)		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付する (個人の場合は住民票)
	商号変更	○	○		(○)		
	代表者変更	○	○				登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び欠格事項に 該当しない旨の宣誓書を添付する
	営業所の新設	○		○	(○)	○	管理者選任一覧表、選任管理者の合格証(認定証)の写し、定期 研修の修了証の写し、履歴書及び欠格事項に該当しない旨 の宣誓書を添付する
	営業所の名称変更	○	○	△	(○)		主たる営業所のみの変更の場合は、5号又は20号様式は(1)の み
	営業所の所在地変更	○	○	△	(○)	○	主たる営業所のみの変更の場合は、5号又は20号様式は(1)の み
	営業所の廃止	○		○	(○)		
旅行業者の みの届出	代理業者の新設	○			○		
	代理業者の廃止	○			△ (注3)		代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を 記した書類を添付する
	代理業者の住所変更	○			○	○	(注1)・変更年月日又は、事由発生年月日を記入する。 ・電話番号・FAX番号の変更がある場合は記入する。
	代理業者の名称変更	○			○	○	(注2)(○)は代理業者が届け出る場合は不要。
	代理業者の営業所新設	○			○	○	(注3)代理業者を廃止したことにより、5号様式(3)が不要に なった場合は添付する必要はない。(代理業者が1社 も無くなった場合等) また、5号様式(3)が不要になった場合は、その旨4号 様式に記入のこと。
	代理業者営業所の名称変更	○			○	○	
	代理業者営業所の所在地変更	○			○	○	
	代理業者営業所の廃止	○			○	○	
代理業者 のみの届出	所属旅行業者の名称変更	○	○				
	所属旅行業者の所在地変更	○	○				

【提出先】 兵庫県産業労働部観光局観光振興課
 TEL:078-362-9159

※変更届け提出の際、宛名にお使いください



〒650-8567
 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県産業労働部観光局
 観光振興課 宛